

## 板橋区緊急一時避難所食事提供事業負担金交付要綱

(平成23年3月23日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、地震等による被害を受け、緊急に避難することを必要とする者(以下「避難者」という。)に対し、板橋区といたばし総合ボランティアセンター(以下「センター」という。)が避難支援を実施することにより、避難者の生活を再建することを目的とする。

### (対象事業)

第2条 負担金の交付の対象となる事業は、区内の緊急一時避難所(以下「避難所」という。)で避難者に食事を提供する事業とする。

### (対象経費)

第3条 負担金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 消耗品費 事業の実施に必要な調理機材、食器その他消耗品の購入に要する経費
- (2) 食糧費 避難者に提供する弁当、飲み物及び食材に要する経費。ただし、調理用酒類以外の酒類は対象外とする。

### (負担金の額)

第4条 負担金の額は、避難者の1食当たり600円の食事3回分に開設した避難所定員を乗じて得た額に予定受け入れ日数を乗じて得た額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

### (負担金の交付申請)

第5条 負担金の交付を受けようとするセンター(以下「申請者」という。)は、支援を行う避難所が開設された際、速やかに負担金交付申請書(別記第1号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)

### (負担金の交付決定)

第6条 区長は、申請者から前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、負担金交付決定通知書(別記第4号様式)又は負担金不交付決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に可否の決定を通知するものとする。

2 区長は、負担金の交付にあたっては、その目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

### (申請の撤回)

第7条 前条またはこれに付された条件の規定による負担金交付決定通知を受けた者(以

下「被交付者」という。)は、負担金の交付の決定の内容に異議があるときは、当該通知の受領後 10 日以内に申請を撤回することができる。

(負担金の請求)

第 8 条 被交付者は、負担金の請求をしようとするときは、負担金請求書(別記第 6 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、交付決定の内容に基づき、負担金を交付するものとする。

(事故報告)

第 9 条 被交付者は、事業の実施が困難となった場合には、速やかにその理由、実施の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 10 条 区長は、事業の適正な執行を求めため、必要があるときは、被交付者に事業の執行状況について、報告を求めすることができる。

(実績報告)

第 11 条 被交付者は、事業が完了したとき又は、負担金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書(別記第 7 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書には、次の指定された書類を添付しなければならない。

(1) 実施報告書(別記第 8 号様式)

(2) 収支決算書(別記第 9 号様式)

(負担金の額の確定)

第 12 条 区長は、前条の規定に基づく実績報告を受けたときは、事業の成果が負担金の決定内容及び交付条件に適合しているかを審査し、適合していると認められるときは、負担金の額を確定し、負担金確定通知書(別記第 10 号様式。第 14 条において「通知書」という。)により、被交付者に通知するものとする。

(負担金の交付決定の取消し)

第 13 条 区長は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定した負担金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第 9 条に該当する場合に、同条による報告をせず、その指示を受けなかった場合。

(2) 偽りその他不正な手段により負担金の交付を受けたとき。

(3) 負担金を他の用途に使用したとき。

(4) 負担金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) その他区長が不適當と認めたとき。

(負担金の清算)

第 14 条 被交付者は、通知書を受領した場合は、受領後速やかに負担金清算書(別記第 11 号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 15 条 区長は、第 13 条の規定により負担金の交付決定を取り消した場合において、対

象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に負担金が交付されているときは、負担金の返還を命ずるものとする。

2 区長は、第12条の規定により負担金の額を確定した場合において、既に当該額を超える負担金が交付されているときは、超過相当分の返還を命ずるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによるほか、負担金の交付に関して必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所所在地  
団体名称  
代表者

## 緊急一時避難所食事提供事業負担金交付申請書

年度緊急一時避難所食事提供事業負担金を下記のとおり交付されるよう、  
関係書類を添えて申請いたします。

記

1 事業種別  
緊急一時避難所食事提供事業

2 交付申請額 金 , 円

3 添付書類

（1）実施計画書

（2）収支予算書

## 年度 緊急一時避難所食事提供事業実施計画書

1 避難所名

( ) 緊急一時避難所

2 避難所定員

名

備考 ( )

記入例：本来 名定員だが、開設後の状況から 年 月中は 名を見込む

3 実施日時または期間

年 月 日から 年 月 日( 日間)

4 事業内容

(1)( )による朝食の提供

内容 ( )

記入例： 災害ボランティアによる朝食の提供  
パン(スープ) おにぎり(みそ汁)等の軽食を提供)

(2)( )による昼食の提供

内容 ( )

記入例： 宅食サービスによる昼食の提供  
宅配業者 による宅配サービスを実施

(3)( )による夕食の提供

内容 ( )

記入例： 宅食サービスによる夕食の提供  
宅配業者 による宅配サービスを実施

(4) その他

---

記入例： なお、昼食においては不定期にボランティア団体、地縁団体等による炊き出しを実施する可能性がある。その場合、(2)の宅食は実施しない。

第3号様式（第5条関係）

## 年度 緊急一時避難所食事提供事業収支予算書

### 1 収入の部

金額単位：円

| 項 目 | 金 額 | 備考（内訳） |
|-----|-----|--------|
|     |     |        |
|     |     |        |
|     |     |        |
|     |     |        |
| 合 計 | ,   |        |

### 2 支出の部

金額単位：円

| 項 目 | 金 額 | 備考（内訳） |
|-----|-----|--------|
|     |     |        |
|     |     |        |
|     |     |        |
| 合 計 |     |        |

団 体 名 称  
代 表 者 様

東京都板橋区長

## 緊急一時避難所食事提供事業負担金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度緊急一時避難所食事提供事業に  
対する交付金を下記により交付します。

### 記

1 交付金額 金 , 円

### 2 交付条件

次の各号により交付する。いずれかに反したときは、交付した負担金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この負担金は、交付申請書記載の目的及び事業に使用し、他に使用しないこと。
- (2) 事業計画又は収支予算書を変更したときは、負担金額を変更することがあること。
- (3) 事業終了後、又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに事業報告書及び収支決算書を提出すること。
- (4) 交付金の使途について、報告又は書類の提出を求めたときはこれに応じること。

### 3 申請の取り下げ

この負担金の交付決定の内容又は、これに付された条件に異議があるときは、この通知書を受け取った日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

### 4 問い合わせ先

板橋区地域振興課地域振興係 電話 03(3579)2163

第5号様式（第6条関係）

板区地第 号  
年 月 日

団 体 名 称  
代 表 者 様

東京都板橋区長

## 緊急一時避難所食事提供事業負担金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度緊急一時避難所食事提供事業  
に対する交付金は、下記により不交付と決定しましたので通知します。

記

不交付理由



第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所所在地

団体名称

代表者

### 緊急一時避難所食事提供事業負担金交付請求書

|     |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   |

年 月 日付け 板区地第 号により交付決定された  
年度緊急一時避難所食事提供事業に対する交付金として、上記の金額を請求  
いたします。

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所所在地

団体名称

代表者

## 緊急一時避難所食事提供事業負担金実績報告書

年 月 日付けで交付された、年度緊急一時避難所食事提供事業負担金について、下記のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

### 1 実績額

単位：円

| 交付決定額 | 受領額(A) | 実績額(B) | 不用額(A)-(B) |
|-------|--------|--------|------------|
|       |        |        |            |

### 2 関係書類

(1) 実施報告書

(2) 収支決算書



## 年度 緊急一時避難所食事提供事業収支決算書

### 1 収入の部

金額単位： 円

| 項 目 | 金 額 | 備考（内訳） |
|-----|-----|--------|
|     |     |        |
|     |     |        |
|     |     |        |
|     |     |        |
| 合 計 |     |        |

### 2 支出の部

金額単位： 円

| 項 目 | 金 額 | 備考（内訳） |
|-----|-----|--------|
|     |     |        |
|     |     |        |
|     |     |        |
| 合 計 |     |        |

領収書等支払い関連資料を添付すること。

## 緊急一時避難所食事提供事業負担金確定通知書

団 体 名 称

代 表 者

様

東京都板橋区長

年 月 日付け 年度補助事業実績報告及び補助金収支決算報告に基  
づき、 年 月 日付け 板区地第 号で交付決定した 年度緊急  
一時避難所食事提供事業負担金については、緊急一時避難所食事提供事業負担金交付要綱  
第 条に基づき、下記のとおり確定します。

記

1 確定金額 金 , 円

( 宛先 ) 東京都板橋区長

事務所所在地  
団 体 名 称  
代 表 者

### 緊急一時避難所食事提供事業負担金清算書

年 月 日付けで交付された 年度緊急一時避難所食事提供事業負担  
金について、下記のとおり清算いたします。

#### 記

- 1 受 領 額 ( 交 付 決 定 額 ) \_\_\_\_\_ 円
- 2 執 行 額 ( 交 付 確 定 額 ) \_\_\_\_\_ 円
- 3 清 算 額 ( 受 領 額 - 執 行 額 ) \_\_\_\_\_ 円